

# 在宅医療・介護連携コーディネーター育成事業実施要綱

## 1 目的

介護保険法に基づく地域支援事業に位置付けられている在宅医療・介護連携推進事業として、市町村は「在宅医療・介護連携に関する相談支援」を実施することとされ、コーディネーターの配置等による、相談窓口の設置・運営により連携の取組を支援する必要がある。その相談支援の役割を担う者（以下「在宅医療・介護連携コーディネーター」という。）等を対象とした研修を行い、資質の向上を図る。

## 2 実施主体

北海道とする。ただし、業務の全部又は一部を知事が適当と認めた団体に委託して行うことができる。

## 3 受講対象者

市町村等において在宅医療・介護連携に関する相談支援に従事する職員等

## 4 実施方法及び研修内容

- (1) 開催回数 2回
- (2) 使用教材 道（業務を委託した場合は受託団体）又は科目ごとに担当講師が作成するテキスト
- (3) 受講料（テキスト代含む） 無料
- (4) 研修内容

講義、演習、実践報告及びグループワーク等多様な方法を組み合わせて行う。

- ・ 在宅医療・介護連携コーディネーターに求められる機能と役割
- ・ 患者又は利用者家族の要望を踏まえた在宅医療の提供について
- ・ 多職種連携の構築に繋がるアプローチの方法について
- ・ 関係者からの相談に対する具体的な対応について

カリキュラムの内容は、上記内容を基本として道（業務を委託した場合は受託団体）が別途定める。

研修実施後は受講者に対してアンケートを実施する。

- (5) 研修時間 1日間（6時間程度）

## 5 受講申込

研修受講希望者は、あらかじめ、受講申込書を道（業務を委託した場合は受託団体）に提出するものとする。

## 6 その他

その他事業の実施に当たって必要な事項は、別途定める。

## 附則

- 1 この要綱は、令和5年（2023年）3月20日から施行する。